第一条

○厚生労働省令第百六十五号

正する省令を次のように定める。 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)及び関係法令の規定に基づき、 並びに関係法令を実施するため、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改

令和五年十二月二十七日

(労働基準法施行規則の一部改正) デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令

労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

厚生労働大臣

武見

敬三

第二十四条の二の四 略 改 正 後

会の議事録を、 ならない。 法第三十八条の四第二項第二号の規定による議事録の周知については、使用者は、労使委員 (略) 次に掲げるいずれかの方法によつて、当該事業場の労働者に周知させなければ

容を常時確認できる機器を設置すること。 媒体をいう。)をもつて調製するファイルに記録し、 録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録(電 かつ、各作業場に労働者が当該記録の内

第五十二条の二 法第百六条第一項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

号に規定する電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録し、 が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。 使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は第二十四条の二の四第三項第三 かつ、 各作業場に労働者

第五十九条の二

当該使用者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十 使用者の氏名を電磁的記録に記録することをもつて代えることができる。 律施行規則(平成十五年厚生労働省令第四十号)第六条第一項各号に掲げる措置のほか、 ついては、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法 する電子情報処理組織を使用して当該届出等を行う場合には、前項の規定による氏名の記載に しくは指定の申請、届出又は報告(以下この項及び次条において「届出等」という。)について、 号。次条において「情報通信技術活用法」という。)第六条第一項の規定により、同項に規定 法及びこれに基づく命令の規定により、使用者が行政官庁に対して行う許可、認可、認定若

第二十四条の二の四 略

改

正

前

3 ならない。 会の議事録を、 法第三十八条の四第二項第二号の規定による議事録の周知については、使用者は、 一次に掲げるいずれかの方法によつて、当該事業場の労働者に周知させなければ柔の匹第二項第二号の規定による議事録の周知については、使用者は、労使委員

(略)

三磁気テープ、 当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。 磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、 かつ、 各作業場に労働者が

(略)

第五十二条の二 法第百六条第一項の厚生労働省令で定める方法は、 次に掲げる方法とする。

当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。 磁気テープ、 磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、 かつ、各作業場に労働者が

第五十九条の二

り、同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該届出等を行う場合には、前項の規定によ 当該使用者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十 的記録をいう。 置のほか、当該使用者の氏名を電磁的記録(情報通信技術活用法第三条第七号に規定する電磁 進等に関する法律施行規則(平成十五年厚生労働省令第四十号)第六条第一項各号に掲げる措 る氏名の記載については、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推 しくは指定の申請、届出又は報告(以下この項及び次条において「届出等」という。)について、 号。以下この項及び次条において「情報通信技術活用法」という。)第六条第一項の規定によ 法及びこれに基づく命令の規定により、使用者が行政官庁に対して行う許可、認可、認定若 次条において同じ。)に記録することをもつて代えることができる。

第三十五条の三 法第五十八条の三第二項の規定による書類の閲覧は、

書面又は医療法人の使用

(財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法

若しくは当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。

に係る電子計算機に備えられたファイル若しくは磁気ディスク等に記録されている事項を紙面

(号外第 272 号)

第二条 消費生活協同組合法施行規則(昭和二十三年大蔵省令、 法務庁令、厚生省令、農林省令第一号)の一部を次の表のように改正する。

(消費生活協同組合法施行規則の一部改正)

第五十四条 法第二十五条の二第三項第二号に規定する厚生労働省令で定めるものは、 報を記録したものとする。 用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情 (電磁的記錄) 改 正 後 組合の使 第五十四条 法第二十五条の二第三項第二号に規定する厚生労働省令で定めるものは、 録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。 改 正 前 (傍線部分は改正部分) 電磁的記

(医療法施行規則の一部改正)

第三条 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)の一部を次の表のように改正する。 (傍線部分は改正部分)

第三十三条の十 規定する厚生労働省令で定めるものは、社会医療法人債発行法人の使用に係る電子計算機に備 えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす (電磁的記錄) 法第五十四条の七において読み替えて準用する会社法第六百八十二条第一項に 改 正 後 第三十三条の十 法第五十四条の七において読み替えて準用する会社法第六百八十二条第一項に 録したものとする。 規定する厚生労働省令で定めるものは、磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記 (電磁的記録) 改 正 前

(財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法

第三十五条の三 法第五十八条の三第二項の規定による書類の閲覧は、 該ファイル若しくは磁気ディスク等に記録されている事項を紙面若しくは当該事務所に設置さ れた入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。 書面又は電磁的記録の当

(財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法

第三十五条の九 法第六十条の四第二項の規定による書類の閲覧は、 た入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。 ファイル若しくは磁気ディスク等に記録されている事項を紙面若しくは当該事務所に設置され 書面又は電磁的記録の当該

(クリーニング業法施行規則の一部改正)

第三十五条の九

(財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法)

係る電子計算機に備えられたファイル若しくは磁気ディスク等に記録されている事項を紙面若

法第六十条の四第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は医療法人の使用に

しくは当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。

第四条 クリーニング業法施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十五号)の一部を次の表のように改正する。

	(削る)	改	
		正	
		後	
一 申請年月日又は届出年月日 一 申請者又は届出者の名称	第十四条 前条の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付(電磁的記録媒体に貼り付ける書面)		(

(削る)

略)

第百三十五条 法第二十三条の十八第一項の規定により厚生労働大臣が行う基準適合性認証につ

(厚生労働大臣による基準適合性認証の業務)

条第一項中「登録認証機関(同項に規定する登録認証機関をいう。以下同じ。)」とあり、並び いては、第百十五条から第百十八条の二までの規定を準用する。この場合において、第百十五

に第百十八条第二項及び第四項並びに第百十八条の二第二項中「登録認証機関」とあるのは、「厚

法第二十三条の十八第二項の規定により機構が行う基準適合性認証については、第百十五条

生労働大臣」と読み替えるものとする。

とあるのは、「機構」と読み替えるものとする。

十八条第二項及び第四項、第百十八条の二第二項並びに第百十九条の見出し中「登録認証機関 項中「登録認証機関(同項に規定する登録認証機関をいう。以下同じ。)」とあり、並びに第百 から第百十九条 (第三項を除く。)までの規定を準用する。この場合において、第百十五条第一 **ユ条** 社会福祉法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十八号)の一部を次の表のように改正する。(社会福祉法施行規則の一部改正)

第六条 第五条 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正) 目次 第二条の二 (生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則の一部改正) (削る) 附則 第七章 第一章~第六章 に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに情報を記録したつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用れたファイル又は電磁的記録媒体 (電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によれたファイル又は電磁的記録媒体 (電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚による)1条01 法第三十一条第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、電子計算機に備えら ものとする 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則 (電磁的記録) 雑則(第二十九条・第三十条) 改 改 正 正 後 後 (昭和三十二年厚生省令第三十七号)の一部を次の表のように改正する 第三十一条前条の電磁的記録媒体には、 第二条の二 法第三十一条第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、磁気ディスクその他 第七章 けなければならない。 附則 第 これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製する ファイルに情報を記録したものとする。 (電磁的記録媒体に貼り付ける書面) (電磁的記録) 一章~第六章 申請者、届出者又は申出者の名称 申請年月日、届出年月日又は申出年月日 雑則(第二十九条—第三十一条 改 改 次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付 正 正 前 前 (傍線部分は改正部分) (傍線部分は改正部分)

第七条 医薬品、 医療機器等の品質 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 (昭和三十六年厚生省令第一号)

第百十七条 (認証台帳の記載事項) 改 正 後 第百十七条 (認証台帳の記載事項) 改 正 前 (傍線部分は改正部分)

の一部を次の表のように改正する

登録認証機関は、 前二項の台帳の全部又は一部を磁気ディスクをもつて調製することができ

(厚生労働大臣による基準適合性認証の業務)

2 法第二十三条の十八第二項の規定により機構が行う基準適合性認証については、第百十五条 第百三十五条 法第二十三条の十八第一項の規定により厚生労働大臣が行う基準適合性認証につ から第百十九条 (第三項を除く。)までの規定を準用する。この場合において、第百十五条第一 条第一項中「登録認証機関(同項に規定する登録認証機関をいう。以下同じ。)」とあり、並び 項中「登録認証機関(同項に規定する登録認証機関をいう。以下同じ。)」とあり、並びに第百 機関」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。 いては、第百十五条から第百十八条の二までの規定を準用する。この場合において、 に第百十七条第三項、第百十八条第二項及び第四項並びに第百十八条の二第二項中「登録認証 第百十五

十七条第三項、第百十八条第二項及び第四項、第百十八条の二第二項並びに第百十九条の見出

し中「登録認証機関」とあるのは、「機構」と読み替えるものとする。

(社会保険労務士法施行規則の一部改正)

第八条 社会保険労務士法施行規則(昭和四十三年労働省令第一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

第十六条の二 社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、法第二条第一項第一号の三に規定す 号の六に規定する個別労働関係紛争に関するあつせんの手続又は個別労働関係紛争に関する認 規定により申請書等(法第二条第一項第一号に規定する申請書等及び同項第一号の五又は第一 と表示して当該申請書等を提出するときはこの限りでない。 む。)をいう。以下この条及び次条において同じ。)に「事務代理者」又は「紛争解決手続代理者」 証紛争解決手続に関して行政機関等に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(法第二条 る事務代理又は紛争解決手続代理業務(以下「事務代理等」という。)をする場合においては、 その権限を有することを証する書面を行政機関等に提出しなければならない。ただし、次条の (事務代理等の権限の明示) 一項第一号の電磁的記録をいう。以下同じ。)を作成する場合における当該電磁的記録を含 改 正 後

(会計帳簿)

第十七条の五

2 より作成及び保存をしなければならない。 録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもつて調製する方法に 会計帳簿は、 書面、 社会保険労務士法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記

略

(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部改正)

第九条

3 9

官

(事務代理等の権限の明示)

改

正

前

第十六条の二 社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、法第二条第一項第一号の三に規定す む。)をいう。以下この条及び次条において同じ。)に「事務代理者」又は「紛争解決手続代理者」 算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を作成する場合における当該電磁的記録を含 号の六に規定する個別労働関係紛争に関するあつせんの手続又は個別労働関係紛争に関する認 規定により申請書等(法第二条第一項第一号に規定する申請書等及び同項第一号の五又は第一 と表示して当該申請書等を提出するときはこの限りでない 証紛争解決手続に関して行政機関等に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方 その権限を有することを証する書面を行政機関等に提出しなければならない。ただし、次条の る事務代理又は紛争解決手続代理業務(以下「事務代理等」という。)をする場合においては、 磁気的方法その他人の知覚によつては認識できない方式で作られる記録であつて、 電子計

第十七条の五 略)

2 作成及び保存をしなければならない。 気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物を もつて調製するファイルに情報を記録したものに限る。第十七条の七において同じ。)をもつて 会計帳簿は、書面又は電磁的記録(法第一 一条第一項第一号の電磁的記録をいう。 ただし、

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第二号)の一部を次の表のように改正する。

1	07	令和	5 年	1	2	月	27	日
		(削る)	附則	第四章 雑則(第三十七条	第一章~第三章 (略)	目次		
				条・第三十八条)			改	
							正	
							後	
	一 申請年月日、届出年月日又は報告 申請者・届出者又は報告者の名称	十九条 はければな 前 が 前 が 前	(電磁的記录媒本こ貼り寸ける書面)	第四章 雜則(第三十七条—	第一章~第三章 (略)	目次	改	
	届出年月日又は報告年月日日本の名称		る書面)	-第三十九条)				
		次に掲げる事項を記載し					正	
		製し、又は記載した書面を貼り付					前	(傍線部分は改正部分)

水曜日

5 5 10

(略

第十一条 労働安全衛生規則

(昭和四十七年労働省令第三十二号)

の一部を次の表のように改正する。

(労働安全衛生規則の一部改正)

第十条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則(昭和四十六年労働省令第二十四号)の(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部改正) 一部を次の表のように改正する

(傍線部分は改正部分)

第四条の五 (創業支援等措置の実施に関する計画

改

正

後

方法によつて、各事業所の労働者に周知するものとする。 事業主は法第十条の二第一項ただし書の同意を得た第一項の計画を、次に掲げるいずれかの

3

方法によつて、各事業所の労働者に周知するものとする。

事業主は法第十条の二第一項ただし書の同意を得た第一項の計画を、

次に掲げるいずれかの

三一磁気テープ、

が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、

かつ、当該事業所に労働者

一·二 (略)

第四条の五

(創業支援等措置の実施に関する計画

改

正

前

(略)

当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。 媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに記録し、かつ、当該事業所に労働者が 録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記事業主の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録(電

第六条の三 2 •

報」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であ り高年齢離職予定者の承諾を得て、第十項各号に掲げる事項(以下この条において「支援書情 る。この場合において、事業主は、求職活動支援書を交付したものとみなす。 つて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。) により提供することができ 事業主は、第二項の規定による求職活動支援書の交付に代えて、第六項で定めるところによ

電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに支援書情報を記録したものを交付する方法

(求職活動支援書の作成等)

(求職活動支援書の作成等

2 • 第六条の三

報」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であ り高年齢離職予定者の承諾を得て、第十項各号に掲げる事項(以下この条において「支援書情 つて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。) により提供することができ 事業主は、第二項の規定による求職活動支援書の交付に代えて、第六項で定めるところによ

る。この場合において、事業主は、求職活動支援書を交付したものとみなす。

ることができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供される電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識す に支援書情報を記録したものを交付する方法 ものをいう。第六条の六において同じ。) に係る記録媒体をいう。) をもつて調製するファイル

, 10 (略)

5

(委員会の会議)

改

正

前

(傍線部分は改正部分)

第二十三条

3 (略)

令和 **5** 年 **12** 月 **27** 日

第二十三条

(略)

(委員会の会議)

改

正

後

3

<u>•</u>

(略)

かの方法によつて労働者に周知させなければならない。

事業者は、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を次に掲げるいずれ

かの方法によつて労働者に周知させなければならない。 事業者は、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を次に掲げるいずれ

一・二 (略)

三磁気テープ、 当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。 磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、 かつ、 各作業場に労働者が

4 5

該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当

録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録(電

4 5 略

3

官

労働者の同意の取得等

第三十四条の二の八 (リスクアセスメントの結果等の記録及び保存並びに周知

2

前項の規定による周知は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

場に、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が当該 るファイルに記録し、 記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製す かつ、当該リスクアセスメント対象物を製造し、 又は取り扱う各作業

第五十二条の十三 法第六十六条の十第二項後段の規定による労働者の同意の取得は、

電磁的記録によらなければならない

2

2 第九十八条の二

(法令等の周知の方法等)

法第百一条第四項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

<u>.</u> (略)

るファイルに記録し、かつ、通知された事項に係る物を取り扱う各作業場に当該物を取り扱 う労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製す

(ばく露の程度の低減等)

第五百七十七条の二(略)

2 •

前項の規定による周知は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

場に、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が当該 るファイルに記録し、かつ、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う各作業 記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製す

(リスクアセスメントの結果等の記録及び保存並びに周知

第三十四条の二の八

前項の規定による周知は、 次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

<u>.</u>

三 磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体に記録し、かつ、当該リスクアセスメント対 り扱う業務に従事する労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。 象物を製造し、又は取り扱う各作業場に、 当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取

(労働者の同意の取得等)

書面又は

第五十二条の十三 法第六十六条の十第二項後段の規定による労働者の同意の取得は、 によらなければならない。 電磁的記録(電子的方式、 で作られる記録であつて、 磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式 電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。) 書面又は

(法令等の周知の方法等

第九十八条の二 (略)

法第百一条第四項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする

一・二 (略)

を設置すること る物を取り扱う各作業場に当該物を取り扱う労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、通知された事項に係

(ばく露の程度の低減等)

第五百七十七条の二

2 •

4 前項の規定による周知は、 次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

象物を製造し、又は取り扱う各作業場に、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取一 磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体に記録し、かつ、当該リスクアセスメント対 り扱う業務に従事する労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

(傍線部分は改正部分)

(有機溶剤中毒予防規則の一部改正)

第十二条 有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する

(評価の結果に基づく措置)

改

正

後

第二十八条の三 (略)

(略)

2

略)

2

第二十八条の三

(略

(評価の結果に基づく措置

改

正

前

3 規定による評価の記録、第一項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果 診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるとともに、前条第二項の を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。 事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康

録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記一事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録(電 を常時確認できる機器を設置すること。 以下同じ。)をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容

(号外第 272 号)

一十八条の四

2 働者に周知しなければならない。 による評価の記録及び前項の規定に基づき講ずる措置を次に掲げるいずれかの方法によつて労 前項に定めるもののほか、事業者は、前項の場所については、第二十八条の二第二項の規定

るファイルに記録し、 置すること。 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製す かつ、 各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設

3 規定による評価の記録、第一項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果 診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるとともに、前条第二項の事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康 を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。 事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、 当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。 磁気テープ、 (略)

磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、

かつ、

各作業場に労働者が

2

第二十八条の四

働者に周知しなければならない。 による評価の記録及び前項の規定に基づき講ずる措置を次に掲げるいずれかの方法によつて労前項に定めるもののほか、事業者は、前項の場所については、第二十八条の二第二項の規定

当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、 かつ、各作業場に労働者が

第十三条 鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十七号)の一部を次の表のように改正する。 (鉛中毒予防規則の一部改正)

(評価の結果に基づく措置)

改

正

後

第五十二条の三

略)

(評価の結果に基づく措置)

改

正

前

(傍線部分は改正部分)

3

規定による評価の記録、第一項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果

診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるとともに、前条第二項の

事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、

を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない

当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、

かつ、各作業場に労働者が

磁気テープ、

第五十二条の三

(略)

水曜日

規定による評価の記録、第一項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果 診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるとともに、前条第二項の を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。 事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康

以下同じ。)をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容 録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。 子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録(電 を常時確認できる機器を設置すること。

令和 **5** 年 **12** 月 **27** 日

第五十二条の四

<u>·</u>

2 働者に周知しなければならない。 による評価の記録及び前項の規定に基づき講ずる措置を次に掲げるいずれかの方法によつて労 前項に定めるもののほか、事業者は、 前項の場所については、第五十二条の二第二項の規定

第五十二条の四 (略

2 働者に周知しなければならない。 による評価の記録及び前項の規定に基づき講ずる措置を次に掲げるいずれかの方法によつて労 前項に定めるもののほか、事業者は、前項の場所については、第五十二条の二第二項の規定

<u>·</u>

第十五条

国民年金基金規則 (平成二年厚生省令第五十八号)

の一部を次の表のように改正する。

(国民年金基金規則の一部改正)

三 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製す るファイルに記録し、 置すること。 かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設

> 三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が 当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

(特定化学物質障害予防規則の一部改正)

第十四条 特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)の一部を次の表のように改正する。

(評価の結果に基づく措置) 改 正 後 (評価の結果に基づく措置) 改 正 前 (傍線部分は改正部分)

第三十六条の三 (略)

3 規定による評価の記録、第一項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果 診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるとともに、前条第二項の を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。 事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康

を常時確認できる機器を設置すること。 以下同じ。)をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容 録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。 子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録(電

第三十六条の四

官

2 働者に周知させなければならない。 による評価の記録及び前項の規定に基づき講ずる措置を次に掲げるいずれかの方法によつて労 前項に定めるもののほか、事業者は、同項の場所については、第三十六条の二第二項の規定

(略)

るファイルに記録し、 置すること 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製す かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設

> 第三十六条の三 (略)

3

規定による評価の記録、第一項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果 診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるとともに、前条第二項の を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない 事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、

当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。 磁気テープ 磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、 かつ、各作業場に労働者が

第三十六条の四

2 働者に周知させなければならない。 による評価の記録及び前項の規定に基づき講ずる措置を次に掲げるいずれかの方法によつて労 前項に定めるもののほか、事業者は、同項の場所については、第三十六条の二第二項の規定

三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、 当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。 かつ、各作業場に労働者が

(傍線部分は改正部分)

改

正

後

(財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法)

気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電係る電子計算機に備えられたファイル若しくは電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁第五条の四 法第百三十七条の三の四第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は基金の使用に 装置の映像面に表示する方法により行うものとする。 もって調製するファイルに記録されている事項を紙面若しくは当該事務所に設置された入出力 子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)を

(財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法)

正

前

第五条の四 法第百三十七条の三の四第二項の規定による書類の閲覧は、 れた入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。 当該ファイル若しくは磁気ディスクに記録されている事項を紙面若しくは当該事務所に設置さ 書面又は電磁的記録の

(号外第 272 号)

目次

(財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法)

第五条の七 法第百三十七条の三の十第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は基金の使用に 録されている事項を紙面若しくは当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法 係る電子計算機に備えられたファイル若しくは電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記 により行うものとする

(財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法)

第五条の七 法第百三十七条の三の十第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は電磁的記録の 当該ファイル若しくは磁気ディスクに記録されている事項を紙面若しくは当該事務所に設置さ れた入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。

(理容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部改正)

第十六条 理容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令(平成十年厚生省令第六号)の一部を次の表のように改正する

(削る) 第一章 附則 第二章 指定登録機関(第十三条—第二十条) 改 正 後 目次 第二十一条前条の電磁的記録媒体には、 附則 第二章 第一章 けなければならない。 (電磁的記録媒体に貼り付ける書面) 申請年月日、届出年月日又は報告年月日 申請者、届出者又は報告者の名称 指定登録機関(第十三条—第二十一条) 改 次に掲げる事項を記載し、 正 前 又は記載した書面を貼り付 (傍線部分は改正部分)

(美容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部改正)

第十七条 美容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令(平成十年厚生省令第九号) の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

目次 (削る) 第一章 附則 第二章 指定登録機関(第十三条—第二十条) 改 正 後 目次 第二十一条前条の電磁的記録媒体には、 附則 第二章 けなければならない。 (電磁的記録媒体に貼り付ける書面) 申請者、届出者又は報告者の名称 申請年月日、届出年月日又は報告年月日 指定登録機関(第十三条―第1 改 二 次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付 一条 正 前

(確定拠出年金法施行規則の一部改正)

第十八条 確定拠出年金法施行規則(平成十三年厚生労働省令第百七十五号)の一部を次の表のように改正する。

改

正

後

改

(傍線部分は改正部分)

応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして備え置かれる	によって認識することができない方法をいう。以下同じ。)により記録され、当該記録が必要に	第四条の三 企業型年金規約の内容が、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚 第四条の三 企業型に	(企業型年金規約の閲覧)
当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるように	によって認識することができない方法をいう。第二十一条を除き、以下同じ。)により記録され、	第四条の三 企業型年金規約の内容が、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚	(企業型年金規約の閲覧)

正 第二十一条を除き、以下同じ。)により記録され、法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚 (電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚 前

報

2

略

に必要な措置を講じなければならない。 できる。この場合において、事業主は、 当該記録の備置きをもって法第四条第四項の企業型年金規約の備置きに代えることが 当該記録が滅失し、又は損傷することを防止するため

2

(加入者等への通知事項等)

第二十一条

- 2 法第二十七条第一項の規定による通知は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。 を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法のうちイ又 電子情報処理組織(送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機と 口に掲げるもの(以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。)
- 回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信
- き事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機 に備えられたファイルに当該事項を記録する方法 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべ
- ることができない方式で作られる記録であって、 電磁的記錄媒体(電磁的記錄 知すべき事項を記録したものを交付する方法 ものをいう。) に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもって調製するファイルに書面により通 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識す 電子計算機による情報処理の用に供される
- 書面を交付する方法

官

3

(確定給付企業年金の加入者となった者等の個人別管理資産の移換の申出

第三十一条の二 法第五十四条の四第一項又は第五十四条の五第一項の規定による個人別管理資 産の移換の申出があったときは、次条第一項の規定により当該申出を受けた企業型年金の企業 磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供する 産の移換の申出にあっては、第五号に掲げる事項を除く。)を記載し、又は記録した書面又は電 加入者であった者に係る次に掲げる事項(法第五十四条の四第一項の規定による個人別管理資 型記録関連運営管理機関等は、確定給付企業年金の事業主等(確定給付企業年金法第二十九条 ものとする。 一項に規定する事業主等をいう。)又は企業年金連合会に対し、当該企業型年金の企業型年金

一 五 (略)

(連合会の事務の委託

第三十七条 法第六十一条第一項第五号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

脱退一時金相当額等又は残余財産の移換に係る書面又は電磁的記録の受理に関する事務

きに代えることができる。この場合において、事業主は、当該記録が滅失し、又は損傷するこ して備え置かれるときは、当該記録の備置きをもって法第四条第四項の企業型年金規約の備置 とを防止するために必要な措置を講じなければならない。

(加入者等への通知事項等)

十一条

2

- 法第二十七条第一項の規定による通知は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。 金加入者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 以下同じ。)を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの 電子情報処理組織(企業型記録関連運営管理機関等の使用に係る電子計算機と、
- 機に備えられたファイルに記録する方法 係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算 企業型記録関連運営管理機関等の使用に係る電子計算機と企業型年金加入者等の使用に
- れた書面により通知すべき事項を電気通信回線を通じて企業型年金加入者等の閲覧に供 記録する方法 企業型記録関連運営管理機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録さ 当該企業型年金加入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を
- 交付する方法 磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面により通知すべき事項を記録したものを

\equiv 書面の交付

3

(確定給付企業年金の加入者となった者等の個人別管理資産の移換の申出

第三十一条の二 法第五十四条の四第一項又は第五十四条の五第一項の規定による個人別管理資 号に掲げる事項を除く。)を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク等を、確定 型記録関連運営管理機関等は、当該企業型年金の企業型年金加入者であった者に係る次に掲げ 産の移換の申出があったときは、次条第一項の規定により当該申出を受けた企業型年金の企業 る事項(法第五十四条の四第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出にあっては、第五 又は企業年金連合会に提出するものとする 給付企業年金の事業主等(確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。)

(連合会の事務の委託

第三十七条 法第六十一条第一項第五号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

2

略)

七 脱退一時金相当額等若しくは残余財産の移換に係る書類又は磁気ディスク等の受理に関す る事務

(確定給付企業年金法施行規則の一部改正)

第十九条 確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)の一部を次の表のように改正する。

第八十七条 (業務概況の周知

改

正

後

第八十七条

(業務概況の周知

改

正

前

(傍線部分は改正部分)

周知事項を加入者に周知させる場合には、

次のいずれかの方法によるものとする

者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法

磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、

かつ、各実施事業所に加入

磁気テープ、

周知事項を加入者に周知させる場合には、次のいずれかの方法によるものとする。 略)

当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法 ものをいう。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)に記録し、 ることができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供される 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識す かつ、各実施事業所に加入者が

(号外第 272 号)

は口に掲げるもの(以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。) により加入者に提供 を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法のうちイ又電子情報処理組織(送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機と する方法

 \Box 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべ

き事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、 に備えられたファイルに当該事項を記録する方法 当該受信者の使用に係る電子計算機

(略)

官

3 • 4 (略)

(脱退一時金相当額の他の確定給付企業年金への移換の申出

ときは、当該申出を受けた事業主等は、移換先確定給付企業年金(法第八十一条の二第一項に第八十九条の三 法第八十一条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があった 第五十条の二第一項に規定する中途脱退者をいう。以下同じ。)に係る次に掲げる事項を記載し、 規定する移換先確定給付企業年金をいう。以下同じ。)の事業主等に対し、当該中途脱退者(令 する方法により提供するものとする。 又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用

<u></u>

(脱退一時金相当額の確定拠出年金への移換の申出等)

ときは、当該申出を受けた事業主等は、企業型記録関連運営管理機関等(確定拠出年金法第十第九十六条の三 法第八十二条の三第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があった じ。)に対し、当該中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電じ。)又は国民年金基金連合会(確定拠出年金法第二条第五項に規定する連合会をいう。以下同七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等をいう。第百四条の二十四第一項において同 ものとする。 磁的記録媒体を提出し、 又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供する

2 _· 略) 略)

(新設)

四 略)

3 • (略)

(脱退一時金相当額の他の確定給付企業年金への移換の申出)

第八十九条の三 法第八十一条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があった 以下同じ。)を、移換先確定給付企業年金(法第八十一条の二第一項に規定する移換先確定給付 企業年金をいう。以下同じ。)の事業主等に提出するものとする。 た磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。 途脱退者をいう。以下同じ。)に係る次に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録し ときは、当該申出を受けた事業主等は、当該中途脱退者(令第五十条の二第一項に規定する中

(脱退一時金相当額の確定拠出年金への移換の申出等)

ときは、当該申出を受けた事業主等は、当該中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載し第九十六条の三 法第八十二条の三第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があった 出年金法第十七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等をいう。第百四条の二十四第一項た書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、企業型記録関連運営管理機関等(確定拠 において同じ。)又は国民年金基金連合会 以下同じ。)に提出するものとする。 (確定拠出年金法第二条第五項に規定する連合会をい

(略 略

2

(残余財産の個人型年金への移換の申出等)

第九十六条の七 法第八十二条の四第一項の規定による残余財産の移換の申出があったときは、 出を行った終了制度加入者等(同項に規定する終了制度加入者等をいう。以下この条において 当該申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人は、国民年金基金連合会に対し、 又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。 同じ。)に係る次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、 当該申

(脱退一時金相当額の連合会への移換の申出)

第百四条の十五 法第九十一条の十九第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があっ 理組織を使用する方法により提供するものとする。 項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、 たときは、当該申出を受けた事業主等は、連合会に対し、当該中途脱退者に係る次に掲げる事 又はこれらの事項を電子情報処

(残余財産の移換の申出)

第百四条の十八 法第九十一条の二十第一項の規定による残余財産の移換の申出があったとき

は、当該申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人は、連合会に対し、当該終了制度加

入者等(同項に規定する終了制度加入者等をいう。以下この項において同じ。)に係る次の各号

又はこれらの事項を

に掲げる事項を記載し、又は記載した書面又は電磁的記録媒体を提出し、

電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

報

(積立金の確定給付企業年金への移換の申出等)

第百四条の二十三 法第九十一条の二十七第一項の規定による積立金の移換の申出があったとき 下同じ。)に係る次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又 は、連合会は、事業主等に対し、当該中途脱退者等(同項に規定する中途脱退者等をいう。以 はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出され、又はこれらの事項を電子情報処理積立金の額(第百四条の十五又は第百四条の十八第一項の規定により本人拠出相当額を記 を含む。 組織を使用する方法による提供を受けている場合にあっては、当該本人拠出相当額の合計額

三 · 四

2

(積立金の確定拠出年金への移換の申出等)

第百四条の二十四 法第九十一条の二十八第一項の規定による積立金の移換の申出があったとき 者等に係る次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、 又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。 連合会は、 企業型記録関連運営管理機関等又は国民年金基金連合会に対し、当該中途脱退

(略

(残余財産の個人型年金への移換の申出

第九十六条の七 法第八十二条の四第一項の規定による残余財産の移換の申出があったときは、 当該申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人は、当該申出を行った終了制度加入者等 (同項に規定する終了制度加入者等をいう。以下この条において同じ。)に係る次の各号に掲げ

(脱退一時金相当額の連合会への移換の申出)

第百四条の十五 法第九十一条の十九第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があっ 類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、連合会に提出するものとする。たときは、当該申出を受けた事業主等は、当該中途脱退者に係る次に掲げる事項を記載した書

(残余財産の移換の申出)

第百四条の十八 法第九十一条の二十第一項の規定による残余財産の移換の申出があったとき 規定する終了制度加入者等をいう。以下この項において同じ。)に係る次の各号に掲げる事項を は、当該申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人は、当該終了制度加入者等(同項に 記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを連合会に提出するものとする。

(積立金の確定給付企業年金への移換の申出等)

第百四条の二十三 法第九十一条の二十七第一項の規定による積立金の移換の申出があったとき に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、事業主等に提出す は、連合会は、当該中途脱退者等(同項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。)に係る次 るものとする。

載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクの提出を受けている場合にあっては、 当該本人拠出相当額の合計額を含む。 積立金の額(第百四条の十五又は第百四条の十八第一項の規定により本人拠出相当額を記

(積立金の確定拠出年金への移換の申出等)

第百四条の二十四 法第九十一条の二十八第一項の規定による積立金の移換の申出があったとき 項を記録した磁気ディスクを、企業型記録関連運営管理機関等又は国民年金基金連合会に提出 するものとする。 連合会は、当該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事

2 略)

略)

(作成等の方法)

第二十条 厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年厚生労働省令第四十号)の一部を次の表のように改正する。(厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 (定義) 改 正 後 第 条 (定義) 改 正 前 (傍線部分は改正部分)

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、 電子署名 次に掲げるものをいう。 当該各号に定めるところによる。

る電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定す

(号外第 272 号)

明書に基づく電子署名 情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の官職証 地方公共団体組織認証基盤(行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその 政府認証基盤(行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子

他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、 又は行わせるために運営する

ものをいう。)の職責証明書に基づく電子署名

(署名等に代わる措置

2 法第七条第四項に規定する主務省令で定める措置は、 通知等に記録された情報に電子署名を行うこととする。 電子情報処理組織を使用して行う処分

3 | 報に電子署名を行い、 法第九条第三項に規定する主務省令で定める措置は、電磁的記録により作成等が行われた情 電子証明書を添付することとする。

官

(処分通知等の入力事項等)

方法により行うときは、当該処分通知等につき規定した法令の規定により書面等に記載すべき第九条 行政機関等は、法第七条第一項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用する る事項についての情報に電子署名を行い、その情報を当該行政機関等の使用に係る電子計算機 おいて、当該行政機関等は、当該処分通知等が電子署名を要するものと認めるときは、入力す 機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。この場合に に備えられたファイルに記録しなければならない。 こととされる事項を前条に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該行政

第十三条 行政機関等は、法第九条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行う場合において 推進基本法(平成二十八年法律第百三号)第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術(官民データ活用 まえた適切な方法によるものとする。 られたファイルへ記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法によるものとする。 は、当該書面等に記載すべき又は記載された事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備え ング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。)その他の情報通信技術の進展の状況を踏

2 | の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。 においては、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展 行政機関等が、厚生労働省の所管する法令の規定により電磁的記録により作成等を行う場合

この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

2

に規定する電子署名をいう。 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一

項

(新設)

(新設)

(新設)

(略)

(署名等に代わる措置)

2 法第七条第四項及び第九条第三項に規定する主務省令で定める措置は、電子情報処理組織を 署名を行い、 使用して行う処分通知等に記録された情報又は電磁的記録により作成等が行われた情報に電子 電子証明書を添付することとする。

(新設)

(処分通知等の入力事項等)

第九条 行政機関等は、法第七条第一項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用する る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該情報と併せておいて、当該行政機関等は、当該処分通知等が電子署名を要するものと認めるときは、入力す こととされる事項を前条に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該行政 当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。 機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。この場合に 方法により行うときは、当該処分通知等につき規定した法令の規定により書面等に記載すべき (作成等の方法)

第十三条 行政機関等は、法第九条第一項の規定により電磁的記録の作成等をする場合において る られたファイルへ記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実 は、当該書面等に記載すべき又は記載された事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備え に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により作成等を行うものとす

(新設)

第二十一条 する。

(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正) 別表第一 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 社会保険労務士法 消費生活協同組合法 二百号) (昭和四十六年法律第六十八号) 略) 略 略) 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次の表のように改正 (第三条及び第四条関係) (昭和四十三年法律第八 (昭和二十三年法律第 改 正 項の規定により適用される職業安定法第三十 第三十八条第三項の規定により適用される職 の備置き 準用する場合を含む。)による決算関係書類等 第三十一条の九第九項(第七十三条において 第四十五条において準用する第三十八条第三 の規定による派遣元管理台帳の保存 働者の保護等に関する法律第三十七条第二項 働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労 第三十八条第六項の規定により適用される労 書類の備付け 業安定法第三十二条の十五の規定による帳簿 四項の規定による帳簿資料の保存 会社法第六百七十二条第一項、 第二十五条の二十五第二項において準用する 書類の保存 会社法第六百十七条第四項の規定による計算 二条の十五の規定による帳簿書類の備付け 略 略 略 略 略 略 一十五条の二十五第一項において準用する 後 第 「項及び第 別表第一 表 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 社会保険労務士法 消費生活協同組合法 二百号 (昭和四十六年法律第六十八号) 略 略 略 (第三条及び第四条関係) (昭和四十三年法律第八 (昭和二十三年法律第 改 一の備置き 正 法第三十二条の十五の規定による帳簿書類の法第三十三条の二第七項において準用する同第三十八条第三項において適用する職業安定 保護等に関する法律第三十七条第二項の規定遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の 十五の規定による帳簿書類の備付け 項において適用する職業安定法第三十三条の 第四十五条において準用する第三十八条第三 による派遣元管理台帳の保存 第三十八条第六項において適用する労働者派 及びその営業に関する重要な資料の保存 商法第三十六条第一項の規定による商業帳簿 第二十五条の二十五第二項において準用する 準用する場合を含む。)による決算関係書類等 第三十一条の七第九項(第七十三条において 略) (新設) |第七項において準用する同法第三十二条の 略) 略 略 略 略 前 (傍線部分は改正部分)

年厚生労働省令第七十八号)	(略)		令第十八号)	粉じん障害防止規則(昭和五十四年労働省	(略)				特定化学物質障害予防規則	(略)				三十六年厚生省令第一号)	77	(略)	(平成十八年法律第四号)	(略)	
用する場合を含む。)の規定による記録の保存第十五条第三項(第十六条第二項において準	(略)	(略)	第二十六条第八項の規定による記録の保存	(略)	(略)	(略)	の保存 第三十八条の二十一第十項の規定による記録	の保存第三十八条の二十一第九項の規定による記録	(略)	(略)	(略)	の保存第百七十五条第七項の規定による書面の写し	(略)	第百十四条の五十三の三第二項第二号の規定	(略)	(略)	規定による帳簿の備えの保険料の徴収等に関する法律第三十六条の第三十八条第三項において準用する労働保険	(略)	遣元管理台帳の保存 関する法律第三十七条第二項の規定による派 適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に 項の規定により適用される労働者派遣事業の 第四十五条において準用する第三十八条第六
年厚生労働省令第七十八号)臓器の移植に関する法律施行規則(平成九	(略)			粉じん障害防止規則(昭和五十四年労働省	(略)				特定化学物質障害予防規則	(略)				三十六年厚生省令第一号)		(略)	(平成十八年法律第四号) (平成十八年法律第四号)	(略)	
条において準用する場合を含む。)の規定に四条において準用する場合を含む。)の規定に四条において準用する場合を含む。)の規定に	(略)	(略)	第二十六条第三項の規定による記録の保存	(略)	(略)	(略)	の保存第三十八条の二十一第八項の規定による記録	の保存第三十八条の二十一第七項の規定による記録	(略)	(略)	(略)	第百七十五条第六項の規定による書面の写し	(略)	による書面の写しの保存による書面の写しの保存	(略)	(略)	三十六条の規定による帳簿の備える労働保険の保険料の徴収等に関する法律第3三項において読み替えて準用す	(略)	理台帳の保存 理台帳の保存 理台帳の保存

			六年厚生労働省令第百六十九号)	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理			十厚生労働省令の品質管理の基	医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療	(略)	二年 学働省 一年 厚生省 同生省 同生省 同生者 同生者 同生者 同生者 同生者 同生者 同生者 同生者	(略)			指定原宅サーヒス等の事業の人員「認備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令
含む。)の規定による記録の保管	(略)	質管理監督文書又はその写しの保管部八条第四項(第八十二条及び第八十三条に	標準書の保管の大学の一(第八十二条及び第八十三条にお第七条の二(第八十二条及び第八十三条にお	(略)	(略)	る文書の保存でにおいて準用する場合を含む。)の規定によ第十六条第三号(第十九条から第二十一条ま	る文書の保存でにおいて準用する場合を含む。)の規定によ第十六条第一号(第十九条から第二十一条ま	(略)	(略)	第二十七条の規定による書類の備え	(略)	画の保存十一第二項の規定による特定施設サービス計第百九十一条の三第二項及び第百九十二条の	(略)	(戦) の保存 (第百九条において準用第百四条の四第二項 (第百九条において準用
			六年厚生労働省令第百六十九号)	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理			平厚生労働省令の品質管理の基	医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療	(略)	写生労働省 二年 厚生省 同生省 一年 学働省 一年 学の許可及び監督に関する規則(平成十 ではの許可及び監督に関する規則(平成十 の計可及び監督に関する規則(平成十 の計画を表現して、	(略)			推定居宅サーヒス等の事業の人員「影備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)
場合を含む。)による記録の保管が、十二条及び第八十三条において準用するがの場に第二項第二号の規定(これらの規定を第七十五条第一項第一号ホ及びルからりまで第七十五条第一項第一号ホ及びルからりまで	(略)	質管理監督文書の保管第八条第四項(第八十二条及び第八十三条に	る製品標準書の保管第七条の二第一項(第八十二条及び第八十三	(略)	(略)	る文書の保存 (第十九条から第二十二条ま第十六条第三号(第十九条から第二十二条ま	る文書の保存 (第十九条から第二十二条ま第十六条第一号(第十九条から第二十二条ま	(略)	(略)	第十三条の規定による書類の備え	(略)	画の保存 第百九十一条の二第二項及び第百九十二条の	(略)	(戦)

								別									
(略)					に関する法律	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興	(略)	別表第二(第五条、第六条及び第七条関係)	準(令和元年厚生労働省令第三十四号)		(略)		省令第九十三号)		(略)		
(略)	(削る)	(削る)	(削る)	(略)	の規定による議事録の作成の規定による議事録の作成 (第五十二条第七項 (第五十二条の十第一項及	(略)	(略)		第十一条第五項の規定による記録の保存	第九条第二項の規定による記録の保存	(略)	(略)	書の保管第十一条第一項第一号の規定による製造指図	(略)	(略)	による記録の保管	(略)
								別									
(略)					に関する法律	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興	(略)	別表第二(第五条、第六条及び第七条関係)		(新設)	(略)			釗	(略)		
(略)	条の四第一項の規定による議事録の作成第五十二条において準用する商法第二百六十	による議事録の作成 一次条において準用する場合を含む。)におい 一次条において準用する場合を含む。)におい 一次条において準用する場合を含む。)におい	定による議事録の作成 (第五十二条の一第一項の規一が条において準用する場合を含む。)におい十六条において準用する場合を含む。)においまによる議事録の作成	(略)	の規定による議事録の作成において準用する商法第二百四十四条第一項において準用する商法第二百四十四条第一項が第五十六条において準用する場合を含む。)	(略)	(略)		(新設)	(新設)	(略)	(略)	管第十一条第一号の規定による製造指図書の保	(略)	(略)	保管 保管 保管 に非可る場合を含む。の規定による記録の で準用する場合を含む。の規定による記録の に非用する場合を含む。の規定による記録の	(略)

(略)	供施設の設備及び運営に関する基準救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提	放射性医薬品の製造及び取扱規則		全性の確保等に関する法律施行規則	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安	(略)	石綿による健康被害の救済に関する法律	(略)				高年齢者等の雇用の安定等に関する法律	(略)		社会保険労務士法
(略)	第二十条の規定による更生計画の作成	(略)	(略)	(削る)	(略)	(略)	規定による帳簿の記載の保険料の徴収等に関する法律第三十六条の第三十八条第三項において準用する労働保険	(略)	遣元管理台帳の作成又は記載関する法律第三十七条第一項の規定による派題の規定により適用される労働者の保護等に項の規定により適用される労働者派遣事業の項とにより適用される労働者派遣事業の第四十五条において準用する第三十八条第六	二条の十五の規定による帳簿書類の作成項の規定により適用される職業安定法第三十第四十五条において準用する第三十八条第三	の規定による派遣元管理台帳の作成又は記載働者の保護等に関する法律第三十七条第一項働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労第三十八条第六項の規定により適用される労	書類の作成業安定法第三十二条の十五の規定による帳簿第三十八条第三項の規定により適用される職	(略)	(削る)	(略)
(略)	(新設)	放射性医薬品の製造及び取扱規則		全性の確保等に関する法律施行規則	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安	(略)	石綿による健康被害の救済に関する法律	(略)				高年齢者等の雇用の安定等に関する法律	(略)		社会保険労務士法
(略)	(新設)	(略)	(略)	載り、一項の規定による登録台帳の記録七十六条第一項の規定による登録台帳の記	(略)	(略)	三十六条の規定による帳簿の記載る労働保険の保険料の徴収等に関する法律第第三十八条第三項において読み替えて準用す	(略)	理台帳の作成又は記載理台帳の作成又は記載ではおいて適用する労働者派遣事業の適正な項において適用する労働者派遣事業の適正な事において適用する労働者派遣事業の適正な第四十五条において準用する第三十八条第六	十五の規定による帳簿書類の作成二第七項において準用する同法第三十二条の項において適用する職業安定法第三十三条の第四十五条において準用する第三十八条第三	による派遣元管理台帳の作成又は記載保護等に関する法律第三十七条第一項の規定遺事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の第三十八条第六項において適用する労働者派	作成 において適用する職業安定 において適用する職業安定	(略)	の作成 の作成 の作成 の作成	(略)

				 及 び 品	医療機				等製品の	(略)		臓器の	(略)			粉じん	(略)				_ 特 定 化
				及び品質管理の基準に関する省令	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理				等製品の品質管理の基準に関する省令医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療			臓器の移植に関する法律施行規則				粉じん障害防止規則					特定化学物質障害予防規則
の規定による記録の作成び第八十三条において準用する場合を含む。)第四十九条第二項及び第四項(第八十二条及	(略)	質管理監督システム基準書への記載おいて準用する場合を含む。)の規定による品第七条第二項(第八十二条及び第八十三条に	(略)	監督文書への記載 第六条 (第八十二条及び第八十三条において	(略)	順書の作成 順書の作成	る文書の作成及び改訂 でにおいて準用する場合を含む。)の規定によ第十六条第一号(第十九条から第二十一条ま	(略)	の作成の作成の作成の作成の作成の作成の作成の作成の作成の作成の作成の作成の作成の	(略)	第十六条第一項の規定による記録の作成	第十五条第二項の規定による記録の作成	(略)	(略)	第二十六条第八項の規定による記録	(略)	(略)	(略)	第三十八条の二十一第十項の規定による記録	第三十八条の二十一第九項の規定による記録	(略)
				及び品質管理の基準に関する省令	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理				等製品の品質管理の基準に関する省令医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療	(略)		臓器の移植に関する法律施行規則	(略)			粉じん障害防止規則	(略)				特定化学物質障害予防規則
る場合を含む。)の規定による記録の作成を第八十二条及び第八十三条において準用す第四十九条第二項及び第四項(これらの規定	(略)	質管理監督システム基準書の記載おいて準用する場合を含む。の規定による品お七条第二項(第八十二条及び第八十三条に	(略)	書の記載書の記載	(略)	書の作成 (第二十条において準用する)	定による文書の作成及び改訂二十一条において準用する場合を含む。)の規第十六条第一号(第十九条、第二十条及び第	(略)	合を含む。)の規定による文書の作成合を含む。)の規定による文書の作成	(略)	則第四条において準用する場合を含む。)第十六条第一項の規定による記録の作成	則第四条において準用する場合を含む。)第十五条第二項の規定による記録の作成	(略)	(略)	第二十六条第三項の規定による記録	(略)	(略)	(略)	第三十八条の二十一第八項の規定による記録	第三十八条の二十一第七項の規定による記録	(略)

略)

らの規定を第八十二条及び第八十三条におい第五十五条の二第一項から第三項まで(これ て準用する場合を含む。) の規定による文書化

第五十五条の二第五項 十三条において準用する場合を含む。)の規定 による記録の作成 (第八十二条及び第八

略

第六十条第二項 において準用する場合を含む。)の規定による (第八十二条及び第八十三条

文書化

(新設)

において準用する場合を含む。)の規定による

第六十条第二項

(第八十二条及び第八十三条

略

成 準用する場合を含む。)の規定による記録の作

第五十五条の二第五項 を含む。)の規定による文書化

(第八十三条において

らの規定を第八十三条において準用する場合第五十五条の二第一項から第三項まで(これ

(略)

において準用する場合を含む。) の規定による 第六十条第三項(第八十二条及び第八十三条 記録の作成

略)

条において準用する場合を含む。)の規定によ る品質管理監督文書への記載 第六十六条第三項(第八十二条及び第八十三

略)

規定を第七十二条の三第三項において準用す 第七号から第九号まで及び第四項(これらの 第七十二条第二項第四号、第五号、第六号口 る場合を含む。)の規定による文書の作成

おいて準用する場合を含む。)の規定による記第七十二条第四項(第七十二条の三第三項に

略)

第七十五条第一項第一号ホ及びルからワまで 標準書への記載 条において準用する場合を含む。)による製品 第七十四条の規定(第八十二条及び第八十三 略) ハ及びホからトまで

並びに第二項第一号ロ、

る場合を含む。)の規定による記録の作成

略)

(第八十二条及び第八十三条において準用す

る文書の記載 条において準用する場合を含む。)の規定によ 第六十六条第三項(第八十二条及び第八十三 略)

略)

を含む。)の規定による文書の作成 第七十二条の三第三項において準用する場合 から第九号まで及び第四項(これらの規定を 第七十二条第二項第四号、第六号口、第七号

略

標準書の記載 条において準用する場合を含む。)による製品 第七十四条の規定(第八十二条及び第八十三

(略)

定による記録の作成 八十三条において準用する場合を含む。)の規 第七十五条第二項第二号(第八十二条及び第

準無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基	(略)		再生医療等製品の製造管理及び品質管理の	(略)		備及び運営に関する基準	指定地域密着型サービスの事業の人員、設	(略)		省合	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する	(略)						
第二十六条第七号の規定による帳簿の整備	(略)	書の作成第一号の規定による製造指図	(略)	(略)	(略)	報告書の作成第三条の二十四第十項の規定による訪問看護	(略)	(略)	(略)	書及び治験機器概要書の改訂する場合を含む。)の規定による治験実施計画第二十八条第四項(第七十六条において準用	(略)	(略)	(略)	規定による記録の作成 第八十二条の二の四第二項(第八十二条及び)		第八十一条の二の四第一頁(第八十二条及び一〇略)	か。)の規定による記録の作成とび第八十三条において準用する場合を含みび第八十三条において準用する場合を含まがに第二号(これらの規定を第八十二条第八十一条の二の二第一項第一号へ、リ及び	よる文書化 三条において準用する場合を含む。)の規定に 第八十一条の二の二 (第八十二条及び第八十
		I																
(新設)	(略)		再生医療等製品の製造管理及び品質管理の	(略)		備及び運営に関する基準	指定地域密着型サービスの事業の人員、設	(略)		省令	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する	(略)					ı	
(新設)	(略)	成第十一条第一号の規定による製造指図書の作	(略)	(略)	(略)	護報告書の作成第三条の二十四第十一項の規定による訪問看	(略)	(略)	(略)	書及び治験機器概要書の改訂する場合を含む。)の規定による治験実施計画第二十八条第三項(第七十六条において準用	(略)	(略)	(略)	(新設)	三条において準用する場合を含む。)の規定に	第八十一条の二の四(第八十二条及び第八十一条の二の四(第八十二条及び第八十二	る場合を含む。)の規定による記録の作成を第八十二条及び第八十三条において準用すを第八十一条の二の二第一項(これらの規定第八十一条の二の二第一項第一号へ、リ及び	第八十一条の二の二の規定による文書化

略)

及び品質管理の基準に関する省令医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理

管理の基準に関する省令

医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質

官

全性の確保等に関する法律 医薬品、医療機器等の品質、

有効性及び安

略)

再生医療等製品の製造管理及び品質管理の

略)

基準に関する省令

厚生労働省令第四十四号) 中で定める要件等を定める省令(令和二年 日常生活支援住居施設に関する厚生労働省

準無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基

略)

別表第三
(第八条及び第九条関係)

(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)		
略) (略) (略) (の) (の) (の) (の)	(略)	(略)
	働省令第百七十五号) 定拠出年金法施行規則(平成十三年	財産の状況に関する説明書類の縦十条第五項の規定による金融機関
	(略)	(略)

	(略)		(略)
別	別表第四	(第十条及び第十一条関係)	
	表一		
	(各)		(各)

別表第四(第十条及び第十一条関係

の交付する場合を含む。)の規定による個別支援計画する場合を含む。)の規定による個別支援計画第十五条第八項(同条第十二項において準用	交付 交付 交付 では、	(略)	第二十二条第一号の規定による文書の配付	(略)	る報告の規定による文書による報告	(略)	第四十八条第一号の規定による文書の配付	(略)	付常二十条第一項第一号の規定による文書の配	(略)	第十七条第一項第二号の規定による文書による報告	(略)	(略)	書による報告書による報告書による報告で発出十二条第四項(第七十二条の三第三項に	(略)	(略)	財務諸表等の謄本又は抄本の請求に係る交付第二十三条の十七第二項第二号の規定による	(略)
(新設)	(新設)	(略)			再生医療等製品の製造管理及び品質管理の	(略)					管理の基準に関する省令	医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質	(略)	及び品質管理の基準に関する省令	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理	(略)	全性の確保等に関する法律医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安	(略)
(新設)	(新設)	(略)	第二十二条第一号の規定による文書の配布	(略)	第十一条第八号の規定による文書による報告	(略)	第四十八条第一号の規定による文書の配布	(略)	布第二十条第一項第一号の規定による文書の配	(略)	第十七条第二号の規定による文書による報告	(略)	(略)	書の提供書の提供の現合を含む。)の規定による文おいて準用する場合を含む。)の規定による文第七十二条第四項(第七十二条の三第三項に	(略)	(略)	財務諸表等の謄本又は抄本の交付第二十三条の十七第二項第一号の規定による	(略)

(略)	労働省令第百七十五号) 確定拠出年金法施行規則(平成十三年厚生)	(略)	別表第三(第八条及び第九条関係)
(略)	及び財産の状況に関する説明書類の縦覧第二十条第三項の規定による金融機関の業務	(略)	

号に掲げる事項を記載した書

利義務の移転の申出は、甲基

金の中途脱退者に係る次の各

金に提出することによつて行

うものとする。

額であつた期間の標準報酬月

の当該加入員たる被保険者額及び被保険者の種別ごと

加入員たる被保険者であつ

平成十五年四月一日前の

た期間の報酬標準給与の月

取得及び喪失の年月日

甲基金の加入員の資格の

び基礎年金番号

氏名、性別、生年月日及

を含む。以下同じ。)を、乙基 実に記録することができる物 る方法により一定の事項を確 た磁気ディスク(これに準ず 類又はこれらの事項を記録し

第二十二条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第 一十号)の一部を次の表のように改正する。 (公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部改正)

第十七条 存続厚生年金基金については、第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則(以下 の下欄に掲げる字句とする。 表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表 に附則第二項及び第七項の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の る部分に限る。)、第七十六条、第八十一条から第八十三条まで並びに第八十八条を除く。) 並び 及び第三章(第七十四条の三第三項及び第四項、第七十五条第一項 第四十九条の三 第四十一条の六 「廃止前厚生年金基金規則」という。)第一章(第一条、第十九条の二及び第六十六条を除く。) (存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等) 第四十九条の三 構成割合を確認 改 略) 齢年金給付の支給に関する権 条の三第二項の規定による老 法第百四十四 正 第四十九条の三 に報告 額及び構成割合を 略 齢年金給付の支 条の三第二項の 後 (第一号及び第十七号に係 第十七条 存続厚生年金基金については、第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則(以下 の下欄に掲げる字句とする。 表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表 に附則第二項及び第七項の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の る部分に限る。)、第七十六条、第八十一条から第八十三条まで並びに第八十八条を除く。)並び 及び第三章(第七十四条の三第三項及び第四項、第七十五条第一項(第一号及び第十七号に係 「廃止前厚生年金基金規則」という。)第一章(第一条、第十九条の二及び第六十六条を除く。) (存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等) 改 正 前 (傍線部分は改正部分)

(略)	(略)	(略)	(略)
に報告	第四十一条の六	構成割合を確認	に報告
第四十九条の三 法第百四十四	(新設)	(新設)	(新設)
条の三第二項の規定による老			
齢年金給付の支給に関する権			
利義務の移転の申出は、甲基			
金の中途脱退者に係る次の各			
号に掲げる事項を乙基金に提			
出することによつて行うもの			
とする。			
一 氏名、性別、生年月日及			
び基礎年金番号			
二甲基金の加入員の資格の			
取得及び喪失の年月日			
三 平成十五年四月一日前の			
加入員たる被保険者であつ			
た期間の報酬標準給与の月			
額及び被保険者の種別ごと			
の当該加入員たる被保険者			
であつた期間の標準報酬月			
額			
四 平成十五年四月一日以後			
の加入員たる被保険者であ			
つた期間の報酬標準給与の			
月額及び賞与標準給与の額			
並びに被保険者の種別ごと一			_

第四十九条の六	
当該中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気第十七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等(確定拠出年金法第十七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等をいう。以下同じ。)又は国民年金基金連合会(同法第二条第五項に規定する連合会で、同法第二条第五項に規定する連合会をいう。以下同じ。)に提出する	
企業型記録関連運営管理機関等 (確定拠出年金法第十七条に規 定する企業型記録関連運営管理 機関等をいう。以下同じ。)又は 国民年金基金連合会(同法第二 う。以下同じ。)に対し、当該中 途脱退者に係る次の各号に掲げ る事項を記載し、又は記録した 書面又は電磁的記録媒体を提出 し、又はこれらの事項を電子情 し、又はこれらの事項を電子情 も、又はこれらの事項を電子情 を提出 し、又はこれらの事項を電子情 を提出 し、又はこれらの事項を電子情	二 電磁的記録媒体(電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式で作られる記録であっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの根定による提出を行する方法は、甲基金に対し、次の各号に掲した書面で大力を電子情報処理組織を使用する。と提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する。。 「による提出を行うとともに、による提出を行うとともに、による提出を行うとともに、による提出を行うとともに、による提出を行うとともに、による提出を行うとともに、による提出を行うとともに、による提出を行うとともに、による提出を行うとともに、による提出を行うとともに、による提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する。 「脱退一時金相当額の算定を電子情報の単組織を使用する。」 「記録媒体(電磁的記録媒体(電磁的記録媒体(電磁的記録媒体)を電子情報処理組織を使用するものとを電子情報の単組織を使用する。」 「記録媒体(電磁的記録媒体)を電子情報の単出があったときによる方法により提供するものとを電子情報の単組織を使用する。」 「記録は、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一
(新 設)	
新設	
(新設)	

第三号及び第四号 第五十六条の二第 略) 二項 三 略 時確認できる機器を設置する る方法 加入員が当該記録の内容を常 その他これらに準ずる物に記 その他周知が確実に行われ 磁気テープ、磁気ディスク かつ、各設立事業所に 四 五 る方法 略) る方法 が当該記録の内容を常時確認 かつ、各設立事業所に加入員 できる機器を設置する方法 る方法により加入員に提供す その他周知が確実に行われ 電磁的記録媒体に記録し、 電子情報処理組織を使用す 2 5 5 (新設) 略 (略) (新設) 略

(新設)

(平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定による申出等)

第三十八条 平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定による申出は、解散基金加入員等 に係る次の各号に掲げる事項を確定給付企業年金の事業主等に対し提出することによって行う ものとする。

·二 (略)

前項の規定による提出は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

は口に掲げるもの(以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。) を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法のうちイ又 電子情報処理組織(送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機と

法 回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信

き事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機 に備えられたファイルに当該事項を記録する方法 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべ

ることができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供される 知すべき事項を記録したものを交付する方法 ものをいう。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもって調製するファイルに書面により通 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識す

書面を交付する方法

(略)

(存続厚生年金基金の解散に伴う事務の引継ぎ等)

第四十七条 存続厚生年金基金が解散したときは、清算人は、日本年金機構(以下「機構」とい 項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、 務を負っている者につき、次の各号に掲げる事項及び第五号に掲げる額の算出の基礎となる事 う。)に対し、遅滞なく、解散した日において当該存続厚生年金基金が年金たる給付の支給の義 理組織を使用する方法により提供しなければならない 又はこれらの事項を電子情報処

2 6 → 五 略)

2 6

一 5 五

2 | 3 | 略)

(存続厚生年金基金の解散に伴う事務の引継ぎ等)

第四十七条 存続厚生年金基金が解散したときは、清算人は、遅滞なく、解散した日において当 磁気ディスクを、 項及び第五号に掲げる額の算出の基礎となる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した 該存続厚生年金基金が年金たる給付の支給の義務を負っている者につき、次の各号に掲げる事 日本年金機構(以下「機構」という。)に提出しなければならない。

(平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定による申出等)

略

第三十八条 平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定による申出は、解散基金加入員等 定給付企業年金の事業主等に提出することによって行うものとする。 に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記載した磁気ディスクを、

_·

(新設)

(存続連合会に係る廃止前厚生年金基金規則の効力等)

第四十八条 存続連合会については、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項、第六十九条、 生年金基金規則第二十一条(第二項第一号及び第四号を除く。)、第二十三条から第二十八条ま 同条第一項の規定並びに廃止前厚生年金基金規則第七十四条第一項において準用する廃止前厚 条及び附則第四項前段の規定、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項において準用する 第七十一条、第七十二条の二から第七十四条第一項まで、第七十四条の二、第七十四条の三第 金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 第六十一 第三十七条から第四十条までを除く。)、第一章第七節(第四十二条第三項、 一項から第四項まで、第七十五条(第一項第一号及び第十一号に係る部分を除く。)、第七十七 ては、 第三十条の二、第三十条の四、第一章第六節(第三十四条第一号、 条から第六十三条まで、 なおその効力を有する。この場合において、 第四十七条の二及び第四十七条の三を除く。)、第五十三条から第五十六条まで、 第六十四条の二、第六十五条及び第六十六条の二の規定につ 次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基 第三十六条第一号及び 第四十四条の二、

(号外第 272 号)

			項	第七十二条の四の三第	一項 一項 三第	(略)
(略)	記載した書類又はこれらの事項に提出する	前項に定める書類又は磁気ディ	年金給付等積立金	(略)	(略) (略) (略) (略) (略)	(略)
(略)	電磁的記録媒体を提出し、又は 電磁的記録媒体を提出し、又は これらの事項を電子情報処理組 る	を行うとともに、基金に対し、前項の規定による提出又は提供	項の規定による積立金五年改正法附則第五十四条第一五年改正法附則第五十四条第一	(略)	(略) 基金に対し、施行前基金中途脱退者等(平成二十五年改正法附則第五十三条第一項に規定する施行前基金中途脱退者等をいた掲げる事項を記載し、又は記に掲げる事項を記載し、又は記を提出し、又はこれらの事項を提出し、又はこれらの事項を提出し、又はこれらの事項を活出し、以はこれらの事項を提出し、以はこれらの事項を提出し、以はこれらの事項を提出し、以はこれらの事項を提出し、以はこれらの事項を提出し、以はこれらの事項を提出し、以はこれらの事項を提出し、以はこれらの事項を表した書面とは、以下に対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	(略)

(存続連合会に係る廃止前厚生年金基金規則の効力等)

第四十八条 存続連合会については、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項、第六十九条、 第四十五条、 同条第一項の規定並びに廃止前厚生年金基金規則第七十四条第一項において準用する廃止前厚 条及び附則第四項前段の規定、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項において準用する 第七十一条、 第六十一条から第六十三条まで、第六十四条の二、第六十五条及び第六十六条の二の規定につ 第三十七条から第四十条までを除く。)、第一章第七節(第四十二条第三項、 で、第三十条の二、第三十条の四、第一章第六節 生年金基金規則第二十一条 いては、なおその効力を有する。この場合において、 金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 一項から第四項まで、第七十五条(第一項第一号及び第十一号に係る部分を除く。)、第七十七 第七十二条の二から第七十四条第一項まで、第七十四条の二、第七十四条の三第 第四十七条の二及び第四十七条の三を除く。)、第五十三条から第五十六条まで、 (第二項第一号及び第四号を除く。)、第二十三条から第二十八条ま それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 (第三十四条第一号、 次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基 第三十六条第一号及び 第四十四条の二、

			項	第七十二条の四の三第	第七十二条の四の三第
(略)	(新設)	(新設)	年金給付等積立金	(略)	(略) (略) (略) (略) (略) (法第百六十五条中途脱退者等 (法第百六十五条
(略)	(新設)	(新設)	項の規定による積立金石年改正法附則第五十四条第一年金給付等積立金又は平成二十	(略)	(略)

一項

第七十二条の四の四第

| 法第百六十五条の二第一項

平成二十五年改正法附則第五十

八条第一項又は平成二十五年改

険法第百六十五条の二第一項 ものとされた改正前厚生年金保 定によりなおその効力を有する 正法附則第六十二条第二項の規

(新設)

~ 五

略

一 5 五

(略

第七十二条の四の四第 第七十二条の四の四第 項 略) 項 | 法第百六十五条の二第一項 運営管理機関等又は国民年金基 気ディスクを、企業型記録関連 又はこれらの事項を記録した磁 号に掲げる事項を記載した書類 当該中途脱退者等に係る次の各 法 気ディスクを、確定給付企業年 又はこれらの事項を記録した磁 号に掲げる事項を記載した書類 当該中途脱退者等に係る次の各 る確定給付企業年金の事業主等 金法第二十九条第一項に規定す 金連合会に提出する 略 た書面又は電磁的記録媒体を提 平成二十五年改正法附則第五十 事項を電子情報処理組織を使用 又は記録した書面又は電磁的記 の各号に掲げる事項を記載し、 企業型記録関連運営管理機関等 ものとされた改正前厚生年金保 定によりなおその効力を有する 正法附則第六十二条第三項の規 九条第一項又は平成二十五年改 平成二十五年改正法附則第五十 より提供する 情報処理組織を使用する方法に げる事項を記載し、又は記録し 途脱退者等に係る次の各号に掲 年金の事業主等に対し、当該中 確定給付企業年金法第二十九条 険法第百六十五条の二第一項 ものとされた改正前厚生年金保 定によりなおその効力を有する 正法附則第六十二条第二項の規 八条第一項又は平成二十五年改 する方法により提供する 録媒体を提出し、又はこれらの 略 一項に規定する確定給付企業 又はこれらの事項を電子

二項

第七十二条の四の四第

法

平成二十五年改正法附則第五十

(新設)

険法

(新設)

ものとされた改正前厚生年金保 定によりなおその効力を有する 正法附則第六十二条第三項の規 九条第一項又は平成二十五年改

(存続厚生年金基金から存続連合会への基金中途脱退者に係る基金脱退一時金相当額の移換の

第五十一条 平成二十五年改正法附則第四十二条第一項の規定による存続厚生年金基金から存続 する。 当額をいう。以下同じ。)の移換の申出は、存続連合会に対し、基金中途脱退者に係る次の各号 途脱退者をいう。以下同じ。)に係る基金脱退一時金相当額(同号に規定する基金脱退一時金相 連合会への基金中途脱退者(平成二十五年改正法附則第四十条第一項第一号に規定する基金中 又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによって行うものと に掲げる事項を記載した申出書(これらの事項を記録した電磁的記録媒体を含む。)を提出し、

略

略

略

(存続厚生年金基金から存続連合会への基金中途脱退者に係る基金脱退一時金相当額の移換の

第五十一条 平成二十五年改正法附則第四十二条第一項の規定による存続厚生年金基金から存続 当額をいう。以下同じ。)の移換の申出は、基金中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載 途脱退者をいう。以下同じ。)に係る基金脱退一時金相当額 連合会への基金中途脱退者(平成二十五年改正法附則第四十条第一項第一号に規定する基金中 行うものとする。 した申出書又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、存続連合会に提出することによって (同号に規定する基金脱退一時金相

(解散基金加入員に分配すべき残余財産の交付の申出等)

第五十二条 平成二十五年改正法附則第四十三条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十一条 項を記載した申出書 (これらの事項を記録した電磁的記録媒体を含む。)を提出し、又はこれら 第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第 の事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することによって行うものとする。 |項の規定による申出は、存続連合会に対し、当該解散基金加入員に係る次の各号に掲げる事

(存続連合会から存続厚生年金基金への積立金の移換の申出等)

第五十五条 平成二十五年改正法附則第五十七条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十四条 組織を使用する方法により提供することによって行うものとする。 を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理 規定する老齢確定給付企業年金中途脱退者等をいう。以下同じ。)に係る次の各号に掲げる事項 対し、当該老齢確定給付企業年金中途脱退者等(平成二十五年改正法附則第五十七条第一項に をいう。以下この条から第五十七条までにおいて同じ。)の移換の申出は、存続厚生年金基金に の五第一項の規定による積立金(平成二十五年改正法附則第五十七条第一項に規定する積立金 第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五条

(解散に伴う事務の引継ぎ等

する方法により提供しなければならない。

<u>`</u>

第五十九条 存続連合会が解散したときは、清算人は、 いて存続連合会が給付の支給の義務を負っている者につき、次の各号に掲げる事項を記載し、五十九条 存続連合会が解散したときは、清算人は、機構に対し、遅滞なく、解散した日にお 又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用

第五十九条 存続連合会が解散したときは、清算人は、遅滞なく、解散した日において存続連合 らの事項を記録した磁気ディスクを、機構に提出しなければならない。 会が給付の支給の義務を負っている者につき、次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれ

2 略

(確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

水曜日

第二十三条 確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令(令和四年厚生労働省令第十三号)の一部を次のように改正する。 第二条の表改正前欄の確定拠出年金法施行規則第三十一条の二中「記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク等を、確定給付企業年金の事業主等(確定給付企業年金法第二十九条第一項

磁的記録媒体を提出し、」に改め、「記録した磁気ディスク等を、確定給付企業年金の事業主等(確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。 企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。第六十一条の二第三項及び第四項において同じ。)又は企業年金連合会に対し、」を加え、「記載した書類」を「記載し、又は記録した書面又は電 する事業主等をいう。)又は企業年金連合会に提出」に改め、改正後欄の確定拠出年金法施行規則第三十一条の二中「企業型記録関連運営管理機関等は、」の下に「確定給付企業年金の事業主等 いて同じ。)又は企業年金連合会に提出」を「電子情報処理組織を使用する方法により提供」に改める。 に規定する事業主等をいう。)又は企業年金連合会に提出」を「記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク等を、確定給付企業年金の事業主等(確定給付企業年金法第二十九条第 第六十一条の二第三 三項及び第四項にお で確定給付

令和 **5** 年 **12** 月 **27** 日

|十四条||労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和四年厚生労働省令第九十一号)の一部を次のように改正する。

(解散基金加入員に分配すべき残余財産の交付の申出等)

第五十二条

平成二十五年改正法附則第四十三条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十一条 四項の規定による申出は、当該解散基金加入員に係る次の各号に掲げる事項を記載した申出書 第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第 又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、存続連合会に提出することによって行うものと

一 5 五

(存続連合会から存続厚生年金基金への積立金の移換の申出等)

第五十五条 平成二十五年改正法附則第五十七条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十四 の五第一項の規定による積立金(平成二十五年改正法附則第五十七条第一項に規定する積立金 第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五条 の事項を記録した磁気ディスクを、存続厚生年金基金に提出することによって行うものとする。 年金中途脱退者等をいう。以下同じ。)に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれら 業年金中途脱退者等(平成二十五年改正法附則第五十七条第一項に規定する老齢確定給付企業 をいう。以下この条から第五十七条までにおいて同じ。)の移換の申出は、当該老齢確定給付企

(解散に伴う事務の引継ぎ等)

2

<u>\$</u> 略

項第三号中 | 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第七十四号。 政令」という。)」を「平成二十六年経過措置政令」に改める。 第四条の表改正後欄の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第十七条の六第一 以下 「平成二十六年経過措置

(労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第五条中特定化学物質障害予防規則第三十六条の三第三項第三号の改正規定及び同令第三十六条の四第二項第三号の改正規定を削る。 第九条中鉛中毒予防規則第五十二条の三第三項第三号の改正規定及び同令第五十二条の四第二項第三号の改正規定を削る。 第七条中有機溶剤中毒予防規則第二十八条の三第三項第三号の改正規定及び同令第二十八条の四第二項第三号の改正規定を削る。

報

備えられたファイル又は電磁的記録媒体 れるものをいう。)に係る記録媒体をいう。 |事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイル」に改める。 第十一条の表改正後欄の粉じん障害防止規則(昭和五十四年労働省令第十八号)第二十六条の三第三項第三号中 (電磁的記錄 (電子的方式、 以下同じ。)をもつて調製するファイル」 磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、 に改め、 同欄の粉じん障害防止規則第二十六条の四第二 一磁気ディスク、 光ディスクその他の記録媒体」 二項第三号中 一磁気ディスク、 電子計算機による情報処理の用に供さ を「事業者の使用に係る電子計算機に 光ディスクその他の記録媒体」

を

の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイル」に改める。 るものをいう。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもって調製するファイル」に改め、同欄の石綿障害予防規則第三十九条第二項第三号中「磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体」を「事業者 えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、 第十三条の表改正後欄の石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十一号)第三十八条第三項第三号中「磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体」を 電子計算機による情報処理の用に供され |事業者の使用に係る電子計算機に備

この省令は、公布の日から施行する。